

平成28年7月1日
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長裁定

先端科学イノベーション推進機構起業支援部門ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー管理設備「リアルタイムPCRシステム」の管理及び使用に関する取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）において管理するアジレント・テクノロジー リアルタイムPCRシステム (Aria Mx /G8830A)（以下「リアルタイムPCRシステム」という。）の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

(物品管理責任者)

第2 リアルタイムPCRシステムの物品管理責任者（国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程第2条第1項第9号に規定する物品管理責任者をいう。）は、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「ラボラトリー長」という。）とする。

(物品管理担当者)

第3 運営・管理にあたっては担当を置き、本学職員あるいは準ずる者の中からラボラトリー長が指名する。

(リアルタイムPCRシステムの保管場所)

第4 リアルタイムPCRシステムの保管場所は、ラボラトリーのセミナールームとする。

(使用資格)

第5 リアルタイムPCRシステムは、次に掲げる者のうち、次項に定める者が使用することができるものとする。

- (1) 本学のラボラトリー施設に入居している者
- (2) 本学の先端科学・イノベーション推進機構のインキュベーション施設に入居している者
- (3) その他ラボラトリー長が適当と認めた者

(使用申請)

第6 設備の使用手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) リアルタイムPCRシステムを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用申込書（リアルタイムPCRシステム）に必要な事項を記入のうえ、ラボラトリー事務室に提出し、使用の許可を受けるものとする。
- (2) 担当あるいは事務員は使用申請を承認したときは申請者に、その旨を通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第7 担当あるいは事務員は、前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可の条件に違反したと認められるとき、又は管理上支障があると認められるときは、当該使用の許可を取消し、又は当該使用を中止させることができる。

(使用者の心得)

第8 使用者は、本取扱い、使用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

- 1 使用者は、リアルタイムPCRシステムの使用に当たっては、担当及び事務員の指示に従わなければならない。
- 2 使用者は、承認された目的以外にリアルタイムPCRシステムを使用してはならない。
- 3 使用者は、機器の故障あるいは異常を発見したときは、直ちに使用を中止し、速やかに担当あるいは事務員に報告しなければならない。
- 4 使用者は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

(損害賠償)

第9 使用者は、その責に帰すべき事由により、リアルタイムPCRシステムを滅失、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 1 使用者は、リアルタイムPCRシステムの使用により受けたあらゆる障害を自己責任によるものとし、損害・傷害賠償責任を請求しない。

(受益者負担)

第10 使用者は、リアルタイムPCRシステムを無料で使用することができる。ただし、ラボラトリー長が特に必要と認めたときは、使用料等の必要経費を使用者に請求することができる。

- 1 使用者は、リアルタイムPCRシステムの使用に係る消耗品を負担しなければならない。
- 2 使用中にケース内の消耗品を補充する必要性が生じた場合、使用者負担で購入して補充した上で返却しなければならない。

(雑則)

第11 この取扱いに定めるもののほかリアルタイムPCRシステムの管理及び使用に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。